

つつじプラン2 契約(選択約款)新旧対照表

つつじプラン2 契約(選択約款) (旧)	料金等定義書(つつじプラン2 料金) (新)	備 考
<p>1. 適用 この<u>選択約款</u>は、この<u>選択約款の適用条件</u>を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。</p>	<p>1. 適用 この<u>料金等定義書</u>は、この<u>料金等定義書の適用条件</u>を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。</p>	変更
<p>2. <u>選択約款の変更</u> 当社は、この<u>選択約款</u>を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の<u>選択約款</u>によるものとします。</p>	<p>2. <u>料金等定義書の変更</u> 当社は、この<u>料金等定義書</u>を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の<u>料金等定義書</u>によるものとします。</p>	変更 変更 変更
<p>3. 用語の定義 (2)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この<u>本約款</u>においては10%といたします。</p>	<p>3. 用語の定義 (2)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この<u>料金等定義書</u>においては10%といたします。</p>	変更
<p>4. 適用条件 お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの<u>選択約款の適用</u>を申し込むことができます。 (1) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。 (2) 料金を、当社が指定する口座振替、又は、当社が指定する銀行口座への払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただけること。</p>	<p>4. 適用条件 お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの<u>料金等定義書の適用</u>を申し込むことができます。 (1) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。 (2) 料金を、当社が指定する口座振替、又は、当社が指定する銀行口座への払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただけること。</p>	変更
<p>5. <u>契約の締結</u> お客さまは、この<u>選択約款</u>を承諾のうえ、当社にこの<u>選択約款による契約</u>を、申し込んでいただきます。</p>	<p>5. <u>適用の開始および再適用制限</u> (1) お客さまは、<u>本料金等定義書</u>を承諾のうえ、当社に<u>適用</u>を申し込んでいただきます。</p>	変更 変更

つつじプラン2 契約(選択約款) (旧)	料金等定義書(つつじプラン2 料金) (新)	備 考
<p>なお、<u>この選択約款に関する契約は</u>、当社が申し込みを承諾した時点で成立いたします。</p> <p>お客さまが、<u>この選択約款による契約から他の契約種別への変更をし</u>、再度同一需要場所でこの選択契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の<u>契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には</u>、当社は、その申し込みを承諾できないことがあります。</p>	<p>なお、<u>本料金等定義書の適用は</u>、当社が申し込みを承諾した時点から開始いたします。</p> <p>(2)お客さまが、<u>本料金等定義書の適用を終了し、他の料金メニューへ変更した後</u>、再度同一需要場所で<u>本料金等定義書の適用を申し込む場合</u>、その適用開始の希望日が過去の<u>適用終了日又は料金メニュー変更日から1年に満たないときは</u>、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>6. 使用量の算定</p> <p>各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>ただし、当該月の検針日以降、当該月内に<u>解約</u>を行った場合には、当該月の検針日及び<u>解約</u>を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。</p>	<p>6. 使用量の算定</p> <p>各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>ただし、当該月の検針日以降、当該月内に<u>適用終了</u>を行った場合には、当該月の検針日及び<u>適用終了</u>を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>8. 単位料金の調整</p> <p>(1)当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1 (3)のとおりといたします。</p>	<p>8. 単位料金の調整</p> <p>(1)当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1 (3)のとおりといたします。</p>	
<p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 + <u>0.066円</u> × 原料価格変動額 / 100円 × (1 +</p>	<p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 + <u>0.078円</u> × 原料価格変動額 / 100円 × (1 +</p>	<p>変更</p>

つつじプラン2契約(選択約款) (旧)	料金等定義書(つつじプラン2料金) (新)	備 考
<p>消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 - <u>0.066円</u> × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備 考)</p> <p>上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格 (トンあたり) <u>37,710円</u></p> <p>② 平均原料価格 (トンあたり)</p> <p>別表1 (3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトンあたりLPG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格 = トンあたりLNG平均価格 × <u>0.9771</u> + トンあたりLPG平均価格 × <u>0.0474</u></p>	<p>消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 - <u>0.078円</u> × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備 考)</p> <p>上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格 (トンあたり) <u>82,710円</u></p> <p>② 平均原料価格 (トンあたり)</p> <p>別表1 (3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトンあたりLPG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格 = トンあたりLNG平均価格 × <u>0.9330</u> + トンあたりLPG平均価格 × <u>0.0731</u></p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

つつじプラン2契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(つつじプラン2料金)(新)	備 考
<p>(備 考)</p> <p>トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に 掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100 円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>付 則</p> <p><u>本選択約款の実施期日</u> <u>本選択約款は、令和5年8月1日から実施いたします。</u></p>	<p>(備 考)</p> <p>トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に 掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100 円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>付 則</p> <p><u>本料金等定義書の実施期日</u> <u>本料金等定義書は、令和8年4月1日から実施いたします。</u></p>	<p>変更 変更</p>

つつじプラン2契約(選択約款)(旧)				料金等定義書(つつじプラン2料金)(新)				備 考
2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)				2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)				
(1) 基本料金・基準単位数料金(1立方メートルにつき)				(1) 基本料金・基準単位数料金(1立方メートルにつき)				
	主な需要対象	基準単位数料金	基本料金		主な需要対象	基準単位数料金	基本料金	
A群	使用量 3,300m ³ まで	<u>158.62 円</u>	<u>786.50 円</u>	A群	使用量 3,300m ³ まで	<u>197.53 円</u>	<u>995.50 円</u>	
B群	使用量 3,300m ³ をこえ 5,300m ³ まで	<u>86.97 円</u>	<u>22,330.00 円</u>	B群	使用量 3,300m ³ をこえ 5,300m ³ まで	<u>126.30 円</u>	<u>22,539.00 円</u>	
C群	使用量 5,300m ³ をこえ 7,300m ³ まで	<u>85.87 円</u>	<u>28,160.00 円</u>	C群	使用量 5,300m ³ をこえ 7,300m ³ まで	<u>125.20 円</u>	<u>28,369.00 円</u>	
D群	使用量 7,300m ³ をこえ る	<u>84.77 円</u>	<u>36,190.00 円</u>	D群	使用量 7,300m ³ をこえ る	<u>124.10 円</u>	<u>36,399.00 円</u>	
(2) 調整単位数料金				(2) 調整単位数料金				変更
(1)の基準単位数料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位数料金といたします。				(1)の基準単位数料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位数料金といたします。				変更
								変更
								変更